

第六分科会における主要論点(素案)

1. 新しい視点に立った国際的展開

(1) 最近の国際情勢に対する認識

- ・欧米における新規の原子力発電開発の停滞。これらの背景として、特に欧州における「脱原子力」、「反原子力」を掲げる政党の政権参加、経済の低成長による電力需要の低迷、規制緩和によるエネルギー選択の多様化、欧州における広域的なエネルギー供給網の整備、化石燃料価格の低迷等。
- ・アジア地域では、中・長期的には、経済成長に伴うエネルギー需要増大が予想されるが、不確定要因も多し。
- ・地球温暖化問題に対する国際的関心の高まり。その対策としての原子力発電の役割については議論がかみ合わず。
- ・冷戦終焉後の、旧ソ連における核拡散、核物質管理に対する懸念の増大。解体核兵器からのプルトニウムと高濃縮ウランの管理・処分の緊急性の高まり。
- ・NPT レジームに入っていないインド・パキスタンの核実験等核拡散の現実化。
- ・民生用プルトニウムのストックの増加への核不拡散の観点からの懸念の高まり。
- ・我が国が核関連物質輸送を実施する中での沿岸国からの反発の増大。
- ・欧米における原子力産業の国際的再編の進展。

(2) 「国際協力」や「国際貢献」という捉え方から国際的課題への主体的な対応という視点へ

2. 我が国の核燃料サイクルに関連する事項

(1) 我が国の原子力平和利用への理解増進

- ・核武装の懸念を払拭するためには、非核三原則、原子力基本法、NPT に基づく義務について説明を尽くすことはもとより、我が国にとって核兵器保有という選択肢が持つ現実的なデメリットを明確に示す。

(2) 我が国のプルトニウム利用政策に対する国際的な理解の確保

- ・我が国のプルトニウム利用政策の意義・根拠につき改めて整理し、必要性、安全性、経済合理性の観点を含め、海外からの問題意識に明確な回答を発信。
- ・プルトニウムの需給バランスについては、「使用目的のない余剰プルトニウムを持たない」原則との関係において、現下の状況に適合した説明が必要。
- ・我が国のプルトニウム利用の状況について、さらに透明性を向上させ、国際的な理解を

得るような具体的取り組みが考えられないか。

(3) 国際輸送の円滑な実施

- ・ 今後の我が国の核燃料サイクル政策決定にあたっては、高レベル放射性廃棄物、MOX燃料等の国際輸送に対する沿岸国の動向を十分考慮する必要。
- ・ これらの国際輸送が継続している現状においては、外交努力による理解を得るための活動等に加え、官民が密接に連携して沿岸国の理解を得るための活動の拡充が必要。沿岸国と共同して環境やエネルギーの問題に取り組んでいくとの積極的な姿勢でのアプローチ。

(4) 使用済燃料の国際的管理の構想への対応

- ・ 使用済燃料の国際共同貯蔵構想に対しては、我が国としては国内貯蔵管理方針で対応。
- ・ 使用済燃料、放射性廃棄物の「貯蔵・処分のための国際協力」と「国際共同貯蔵・処分計画への協力」とは別問題。前者については前向きに対処。

3. 核不拡散等の国際的課題に関する取り組み

(1) 余剰兵器プルトニウム管理・処分への協力

- ・ 国際的に複数の構想が進みつつある中で、我が国としては、核燃料サイクル開発機構が研究協力を開始。
- ・ 今後、国際的な枠組みの検討が具体化する中で、我が国として、核軍縮の観点、核不拡散上の観点、米ロ当事国の責任と当事国以外の協力意義のバランス等を考慮し、他の主要国と歩調をそろえた応分の協力を行っていくことが必要。

(2) IAEA 保障措置の強化・効率化

- ・ 追加議定書の締約国拡大に向けての具体的な取組。
- ・ 今後、保障措置に関する IAEA の業務量が増大することが予想される中で、核不拡散に対する現実的な脅威に対して、IAEA の保障措置が引き続き効果的であるよう、限られた資源が効率的に用いられる仕組みの構築を目指す等、国際的な検討（統合保障措置等）に積極的に参画。
- ・ 保障措置技術の開発。

(3) 核の不法移転等、核の脅威への懸念が指摘される中、核物質防護の国内外のあり方について、産業界を含めた積極的対応

(4) 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効及び核兵器用核物質生産禁止条約 (FMCT) 交渉の早期開始に向けて引き続き努力を傾注

(5) 核不拡散政策への我が国のイニシアティブの強化

- ・ 包括的、持続的研究のための民間研究機関の設立の検討支援
- ・ 核拡散抵抗性を向上させる技術の開発を主体的に推進

4. 原子力安全と研究開発等に関する協力

(1) 原子力安全に関する協力の推進

- ・ 国際機関の活動との連携と寄与
- ・ 原子力安全の基本思想、考え方の構築
- ・ 国際安全規格基準の整備

(2) 研究開発協力推進

- ・ 国際的ニーズと国内的ニーズへの相乗効果的対応
- ・ 高速増殖炉関連技術、先端的研究開発に関する国際協力の推進
- ・ 核融合研究への積極的な協力。国際熱核融合実験炉への積極的かつ主体的な取り組み。

(3) 放射線利用・放射線医学に係る国際協力

- ・ 放射線利用に係る国際協力の推進
- ・ 原爆被爆国として蓄積した知見の国際的活用
- ・ 放射性廃棄物の処分技術開発に関する国際協力の推進

5. 地域別対応の課題

(1) アジア諸国との原子力開発分野での国際対応

- ・ 相手国の国情と開発段階に応じた協力。
- ・ 原子力利用の基盤整備支援。放射線利用 (医療、農業等)、研究炉運営、規制活動に関する支援、人材養成、セーフティーカルチャー醸成等幅広い分野での協力。
- ・ 具体的には、アジア原子力協力フォーラム、アジア原子力安全会議、RCA を通じた地域協力・交流の推進。
- ・ 原子力発電所建設計画への対応については、国際競争の下、民間主体で協力。国は、必要に応じ、相手国及び国内民間のニーズを踏まえ、原子力発電プラント建設に係るハード・ソフトのインフラ整備に対する協力等を行う。
- ・ 原子力損害賠償制度、放射性廃棄物管理、緊急事態対応等の共通関心事項について、国

際機関等をも活用しつつ我が国が積極的に働きかける。

(2) 欧米諸国との対応のあり方

- ・我が国の核燃料サイクル政策（プルトニウム利用政策）への理解へ向けた積極的な情報発信が必要
- ・NERI 等最近の新しい研究開発の動向に留意して協力関係を再活性化し、人材交流、試験施設の相互活用等を通じ、幅広い原子力科学技術について協力を促進
- ・仏国を初めとする欧州原子力先進国との協力を引き続き推進。

(3) 旧ソ・東欧諸国との対応のあり方

- ・原子力発電の安全性確保について、引き続き国際機関を通じた協力。
- ・余剰兵器プルトニウム管理・処分など、核不拡散面での協力にも重点。
- ・ロシア、カザフスタンとの FBR 等の研究開発協力。

(4) 国際機関の活用

- ・国際機関に対して受動的に関与するのではなく、我が国が、原子力平和利用に関する国際的な共通課題の解決、国際的なコンセンサスの形成、効率的な国際協力計画の推進等を進める観点から、人的貢献も含め、積極的に参画・活用していくことが重要。